

令和 5 年度 被措置児童等虐待事案の公表について

令和 6 年 5 月 31 日  
こども若者局こども家庭保健課

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 に基づき、令和 5 年度に仙台市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待通告件数の状況（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

通告受理件数	内 訳		
	虐待該当	非該当	調査中
1 件	0 件	1 件	0 件

【参考】

児童福祉法第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 項 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種